

女性・平和・安全保障に関する行動計画案（第1稿）

1325NAP 市民連絡会  
2014/1/22

序 文

本文の修正案	NGO 側コメント
(全体についての意見)	<p>紛争「予防」または紛争「防止」のどちらかに統一する。</p> <p>* (WG2) Conflict Prevention は通常は「紛争予防」と訳されているので「紛争予防」に統一したほうがよい。</p> <p>* (WG2) 主に女性の参画・参加の拡大という文脈で使われている「紛争の防止・解決」という表現については、基本的には「紛争の予防・管理・解決」に修正することを提案します。なぜなら、UNSCR1325 はまず第一に国連加盟国に対して、「紛争の予防・管理・解決」のための国家・地域・国際機構及びメカニズムにおけるあらゆるレベルの意思決定に女性を増やすことを求めているから(原文:「1. Urges Member States to ensure increased representation of women at all decision-making levels in national, regional and international institutions and mechanisms for the prevention, management, and resolution of conflict」)。もう少し具体的に言えば、例えば「予防」は早期警戒・早期対応などの措置をさし、「管理」は小型武器管理などを含み、「解決」は和平交渉などが相当しますので、取りこぼしのないように原文に誠実に対応させてはいかがでしょうか。</p>
1. <b>基本的人権国際平和</b> とジェンダー平等への取組	<p>主題は平和とジェンダーの関わりなので。</p>
<p>(1) 1945年、<b>国際連合は</b>、「一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」<sup>1</sup>て、<b>国際連合が</b>設立された。<b>平和構築国際の平和と安全の維持及び人権の尊重</b>は、切り離すことのできない国際連合設立の<b>源泉理念</b>である。</p>	

<sup>1</sup> 国際連合憲章前文。

<p>(2) <del>以来</del>、国連は、<u>1948年に世界人権宣言を、1966年に国際人権規約を採択した</u>。1975年を国際婦人年、1976年から1985年までを国連婦人の10年として、ジェンダー平等への取組を進めてきた。1979年に採択された女子差別撤廃条約は、その前文で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている<sup>2)</sup>」と<del>述べ</del>、<u>規定している</u>。1995年の北京行動綱領は、「女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である」<sup>3)</sup>ことを明確に<u>するとともに、「紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること<sup>4)</sup>」を戦略目標に掲げた</u>した。</p>	<p>* 日本政府が批准している人権条約に言及。</p> <p>* (WG4) 1325 に直接関係する部分を加えた。</p>
<p>(3) 我が国においても、<u>日本国憲法で</u>、「わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」、「恒久の平和を念願し」て「<u>戦争を放棄</u>」し、<u>平和国家としての歩みを進めてきた</u>。<u>公布された日本国憲法は憲法が</u>、基本的人権の尊重を中心理念としており、とりわけ、<u>第14条に「法の下での平等」、家族における第24条に「個人の尊厳と両性の平等」</u>を規定したことの意義は計り知れない。</p>	<p>条項は明示せずポイントを書き入れた。</p>
<p>(4) 我が国は、男女平等の実現に向けた様々な取組を着実に進めてきており、<del>1</del>1999年には、男女共同参画社会基本法<sup>5)</sup>を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進<sup>6)</sup>を図っている。</p>	<p>(WG4) 注記 6 は不要</p>
<p>(その他の意見)</p>	
<p><b>2. 安保理決議第 1325 号の採択と<u>その意義それ以降の女性・平和・安全保障に関する問題意識の高まり</u></b></p>	<p>(WG4) タイトルをすっきりさせた。</p>
<p>(1) <del>特に</del>1995年に北京で開催された第4回世界女性会議において、各国が「女性の権利は人権である」ことを確信すると宣言<sup>7)</sup>し、「<u>女性のエンパワーメントに関するアジ</u></p>	<p>* (1) を背景とし、1325 の登場を (2) とし、意義を付け加えてはどうか？</p>

<sup>2)</sup> 女子差別撤廃条約前文

<sup>3)</sup> 北京行動綱領第1章1。

<sup>4)</sup> 北京行動綱領・戦略目標 E-1

<sup>5)</sup> 男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

<sup>7)</sup> 第4回世界女性会議「北京宣言」 (<http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/BDPfA%20E.pdf>) パラ 1 4。

<p><u>エンダ<sup>8</sup></u>」として、<u>北京行動綱領</u>を採択した。<u>それ</u>以来、国連を中心として、女性の権利の尊重、ジェンダー主流化、女性のエンパワーメントなど女性の人権に係る取組が進められてきた<u>が</u>。<u>しかし</u>、<u>紛争の予防・解決</u>や和平プロセスへの女性の参画、紛争下の性的暴力からの女性・女児の保護といった女性と平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）に関して各国が行うべき具体的な行動を取りまとめた文書は、<u>安保理では存在しなかった</u>。</p>	<p>*（WG2）主に女性の参画・参加の拡大という文脈で使われている「紛争の防止・解決」という表現については、基本的には「紛争の予防・管理・解決」に修正することを提案します。なぜなら、UNSCR1325 はまず第一に国連加盟国に対して、「紛争の予防・管理・解決」のための国家・地域・国際機構及びメカニズムにおけるあらゆるレベルの意思決定に女性を増やすことを求めているから（原文：「1. Urges Member States to ensure increased representation of women at all decision-making levels in national, regional and international institutions and mechanisms for the prevention, management, and resolution of conflict」）。もう少し具体的に言えば、例えば「予防」は早期警戒・早期対応などの措置をさし、「管理」は小型武器管理などを含み、「解決」は和平交渉などが相当しますので、取りこぼしのないように原文に誠実に対応させてはいかがでしょうか。</p> <p>*安保理では初めてだが、北京行動綱領等には「紛争と女性」に関する行動計画が明記されている。</p>
<p><u>(2)</u> このような中、市民社会の強力な支援を得て、2000年10月31日、国連安全保障理事会は、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての決議である安保理決議第1325号を全会一致で採択した。<u>この決議は、第4回世界女性会議以降、国連内で展開されたジェンダー主流化政策を反映して採択されたもので、その特徴は、女性を、受動的で脆弱な被害者としてではなく、紛争の防止・解決・平和構築のあらゆるレベルにおいて「積極的主体」として位置づけたことにある。安保理決議は、国連憲章25条[決定の拘束力]に基づき、国連加盟国は受諾しかつ履行することに同意しているものである。</u></p>	<p>*安保理決議の拘束力について言及。</p>
<p><u>(3-2)</u> その後も、決議1325号を補完する形で、2008年に決議1820号、2009年に決議1888号及び1889号、2010年に決議1960号、2013年に決議2106号、2122号が安保理で採択され、関連する安保理議長声明、国連事務総長報告を加え、WPSの分野で各国、国際社会がとるべき行動（WPSアジェンダ）の更なる具体化、整理が進められ</p>	

<sup>8</sup>北京行動綱領パラグラフ1

<p>てきている。さらに、2013年10月、女子差別撤廃委員会は、紛争予防、紛争下及び紛争後の社会における女性に関する一般勧告30号<sup>9</sup>を採択し、武力紛争だけではなく、国内の騒乱や緊急事態等を含むすべての状況における女性の人権の尊重を対象にするとともに、加盟国に対し、女性・平和・安全保障に関する行動計画が女子差別撤廃条約に沿ったものであることやWPSアジェンダの実施において市民社会、NGOとの協力を更に進めること等を勧告している。</p> <p>(<del>3</del>-4) これら一連の決議等によって、決議1325に基づき各国が取り組むべき課題について、①紛争予防・平和構築・復興等の<u>すべてのプロセスにおけるあらゆるレベルの意思決定</u>への女性の参加（エンパワーメント・参画）、②<u>平和の維持・構築と紛争の防止、および紛争下のジェンダーに基づく暴力及び紛争そのものと人権侵害</u>の防止、③紛争下においてジェンダーに基づく暴力を受けた女性・女児の保護・救済、④救援と復興におけるジェンダーへの配慮（人道・復興支援）の4つが、主要な柱として明確化されている。</p>	<p>* 「すべての」と「人権への配慮」が重要。</p>
<p><b>3. 日本の取組</b></p>	
<p>(1) 日本は、<u>過去の歴史において、侵略と植民地支配により近隣諸国への多大な犠牲をもたらし、女性に対する大規模な性暴力を行ったことへの反省に立ち、平和国家としての歩みを重ねてきた。</u>国際社会においては、戦後約70年間、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい<sup>10</sup>の思いを強く胸に刻み、紛争予防、<u>国連平和維持活動（PKO）への協力</u>、平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援、<del>国際平和協力活動（PKO）への参加</del>等を<u>着実に</u>実施し、平和国家としての歩みを重ねてきた。また、国内においても戦後、新たな憲法の下での個人の尊重と法の下での平等を踏まえ、男女共同参画社会の形成に係る種々の施策を実施してきた。そして、1999年には男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画基本計画を策定した。これらの過去の教訓、経験、実績を踏まえ、日本は<u>引き続き</u>、紛争の平和的解決と世界平和、<u>近隣諸国との友好関係の構築に取り組み、国内課題としての「軍隊と女性への暴力」の解決を含めた女性の人権への貢献取組</u>を行っていく考えであり、そのために市民社会、とりわけ女性団体とも協力して行動計画を策定し、<u>実施実行</u>していく。</p>	<p>日本自身が過去の戦争で大規模な性暴力を引き起こしたことは、1325号決議の根幹に関わるので、触れるべき。</p>
<p>(2) 日本は、以下のとおり、既に決議1325の要請を様々な形で<u>実行実施</u>してきている</p>	

<sup>9</sup> General recommendation No.30 on women in conflict prevention, conflict and post-conflict situations, Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW/C/GC/30).

<sup>10</sup> 日本国憲法前文。

が、女性・女児のいっそうの保護、ジェンダー主流化、意思決定への女性の参加促進の取組を一層進めていく必要がある。

- 人間一人ひとりに着目し、生存、生活、尊厳に対する脅威から人々を守り、能力強化を通じて個人の可能性を開花させ、個人の自立と持続可能な社会を実現するという「人間の安全保障」の理念の下、女性を含む個人に焦点を当てた支援を数多く実施した。
- ODA 大綱や ODA 中期政策において「平和の構築」を重点課題と位置付け、紛争予防や紛争下の人道支援、紛争後の復興支援などを重点的に実施。~~中期政策では、~~平和構築分野の ODA 実施において、女性など紛争により特に深刻な影響を受ける人々を速やかに保護することも掲げている。
- 1995 年に「女性と開発(WID)イニシアティブ」、2005 年に「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」を公表した。ODA のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性の地位向上に向けた支援を強化することを表明した。具体的には、紛争や災害下の緊急人道支援実施において女性を保護し、そのニーズに配慮したプロジェクトへの拠出を行い、紛争後の復旧・復興支援において女性の社会進出を促進するためのプロジェクトを数多く実施するなど、決議 1325 の具体化に寄与

\*「人間の安全保障」の定義には揺れがある。入れるのであれば、以下のような国連の定義を用いるべき。

(WG3) **代替案 1** : 人々が自由と尊厳のうちに生存し、貧困と絶望から免れて生きる権利、特に脆弱な人々が、人間としての可能性を開花させる機会を平等に有し、恐怖と欠乏からの自由を享受する権利を有するとの「人間の安全保障」の理念に基づき、女性を含む個人に焦点を当てた支援を数多く実施してきた。  
(人間の安全保障に関する国連総会決議 (A/RES/66/290) より)

(WG2) **代替案 2** : 人間が自由と尊厳を持ち、貧困と絶望から解放されて生きる権利を持つことを強調し、すべての人、特に弱い立場の人々が恐怖と欠乏から自由に生き、すべての権利を享受し、人間としての潜在力を十分に開発する平等な権利を持つことを目指した「人間の安全保障」の理念の下、個人に焦点を当てた支援を実施した。  
(United Nations, General Assembly, Resolution 60/1, 2005 World Summit Outcome, A/RES/601. Para143. より)

\*1995 年の北京での発表がエポックメイキングだったので、入れたい。

<p>する多くの実績を積み上げてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ODA のみならず、国連 PKO 等にも積極的に参加し、<del>平和維持や</del>平和構築の現場における人的貢献を実施。自衛隊員など国連 PKO 等に参加する要員への派遣前教育や研修ではジェンダー配慮や性的暴力などに関する教育を実施した。我が国及び他国の PKO 等の要員やその他平和構築分野で活躍できる文民専門家等の育成・訓練において、ジェンダーや性的暴力等に関する講義を取り入れるなどの取組を行い、人材の育成・能力強化を推進してきた。</li> </ul>	
<p><del>(3) 2013 年 9 月、安倍晋三内閣総理大臣は、国連総会一般討論演説において、日本国内において成長の最大の潜在力として「女性の力」を活用していくと同時に、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすとのお考えの下、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことを表明した。①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障の分野における女性の参画と保護、の 3 つの柱を立て取組を強化し、今後 3 年間で 30 億ドルを越す ODA を実施することを発表した。3 番目の柱は、まさに、本行動計画が対象としている分野であり、着実に実施していく。</del></p>	<p>この項目削除。 今後継続的な取り組みを行うための行動計画に、一時的な演説の内容を盛り込むことは不適切。</p>
<p>(4) 日本は、2011 年の東日本大震災を始めとする大規模自然災害を数多く体験した。日本は、数々の自然災害を乗り越えてきた経験を基に、男女共同参画の視点を防災・復興のあらゆる段階に取り入れるべく、取組を強化している。国際的な文脈においても、2012 年 3 月には国連婦人の地位委員会 (CSW) において「自然災害とジェンダー」に関する決議案の主提案国としてそのコンセンサス採択に尽力した。また、2012 年 7 月に世界防災閣僚会議 in 東北を開催し、日本自ら防災分野で積極的な対外支援を行うことを表明した。さらに、2015 年 3 月には第 3 回国連防災世界会議を仙台市で開催し、兵庫行動枠組の後継枠組を策定し、国際協力における防災の主流化にも貢献する予定である。災害対処の現場は、<u>平時の地域社会における人権尊重と女性のエンパワーメント・参画の度合いを反映し、</u>女性が脆弱な立場に置かれれば容易に人権侵害の対象となるという意味で、紛争下の女性をめぐる問題と共通する課題が数多く存在する。<del>日本は災害対処における女性及び女児への配慮について先進的な取組を数多く有しており、それらを紹介することは、各国がこの分野での取組を強化する上での有益な参考事例を提供するものと考え。</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エンパワーメント・参画」の視点が欠けているので書き加えるべき。</li> <li>・「日本は」以下は不要。</li> </ul>

<p><b>4. 行動計画に関する基本的考え方</b></p> <p>(1) 本行動計画は、日本政府の紛争予防、平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援、国際平和協力活動（PKO）への参加等に関する政策や取組を「<u>安全保障とジェンダー</u>」の観点から捉え直し、更には今後実施すべき取組を明確化することで、既存の政策や取組を補強する意義を有する。計画の実施は、ODA 大綱や ODA 中期政策、国際平和協力法など関連の法令及び政策、更には女子差別撤廃条約など人権諸条約や「北京宣言及び行動綱領」といった関連する条約・国際規範、<u>国際的基準</u>と整合的な形で行われるべきである。<u>特に紛争の防止・解決・平和構築のあらゆる意思決定レベルにおける女性の積極的な参画拡大に留意する。</u></p>	<p>・「安全保障とジェンダー」という確定した概念があるわけではない。趣旨は「ジェンダー」だけで十分に言い表せる。</p>
<p>(2) また、本行動計画の策定・実施は、憲法の下での基本的人権の尊重と国際協調主義に基づき、日本の平和国家としての歩みを反映すべきである。その際、一層のグローバル化が進む国際社会においては、平和・安定・繁栄の実現のために各国が力を結集して課題に取り組む必要があることを念頭に、日本は、<u>積極的平和主義の考え方に基づいて国の内外において戦争だけでなく、貧困や搾取、差別や暴力のない社会をめざして、</u>具体的な行動につなげていく。</p> <p>(3) 女性の権利の保護・尊重は、国内府省庁が<u>関係主導</u>することは勿論のこと、国連機関、地方自治体、<u>市民社会</u>及び NGO との協力があって初めて達成可能となる。本行動計画の策定に当たっては、国内外の市民団体や NGO、有識者との意見交換や UN Women などの国連機関との対話など、多様な関係者の意見を聴取し、その意見を反映した。行動計画の実施に当たっても、これら関係者との対話と協力を引き続き重視していく。</p>	<p>* 概念の曖昧な「積極的平和主義」の言葉は使わず、具体的にめざす社会を記述すべき。</p> <p>* 「市民社会」を加える必要がある。</p> <p>(WG2)関係する→「<b>主導</b>」もしくは「<b>責任を持って実施</b>」策定・実施・モニタリングを行う主体については、今後さらに検討が必要。</p>
<p>(4) 計画の実施を測定するため、本行動計画においては実施状況をフォローアップするために参考となる指標を可能な限り導入する。同時に、適切な財源確保に努める。計画策定後、これらの参考指標も踏まえ実施状況のモニタリングを随時行うとともに、実施状況に関する<u>評価報告書</u>を毎年作成する。それらを踏まえ、3年後を目途に計画の<u>レビュー見直し</u>を行う。</p>	
<p>(その他の意見)</p>	
<p><b>5. 行動計画の目標と構成</b></p>	<p>「目標」は各分野ごとに記述することになったため、ここには入</p>

	<p>れていない。あるいは、後に議論する分野別目標をここに再度記載してもよい。</p>
<p><del>-(1) 基本的な考え方</del></p> <p><del>① 現在起こっている又は将来起こり得る紛争について、安保理決議1325及びその他決議等による安保理の要請をジェンダーの観点から人的・知的貢献やODA実施を通じて実現することを目標とする。</del></p> <p><del>② その際、「人間の安全保障」が果たし得る役割の大きさに着目する。日本は、この概念を国際協力の基本理念として掲げ、ODAや平和構築等の協力を通じてその実現に努めてきた。人間の安全保障は、多様な脅威から人々を保護し、その能力を強化することに焦点を当てた人間中心の安全保障概念であり、ジェンダー主流化の要素を含むものである。人間の安全保障の特徴は、人間一人ひとりに着目し、多様な個人の脅威からの保護だけではなく、個人の能力強化を進めることで自立を促し潜在能力を開花させ、それぞれの個人が自ら行動する力を養うことを重視していることである。紛争に関するあらゆる段階での女性の参画を求める決議1325の要請は、まさしく人間の安全保障の考え方と軌を一にしている。</del></p>	<p>*この項目削除。</p> <p>4(1)でも「基本的な考え方」を述べており、重ねて記述することで、何が基本的な考え方であるのか、かえって曖昧になる。入れるべきことがあれば4(1)で記載する。</p> <p>*「人間の安全保障」概念についてのコメントは「3. 日本の取り組み」(2)の項目を参照。</p>
<p>(2) 構成</p> <p>① 行動計画の構成については、エンパワーメント・参画、防止、保護・救済、人道・復興支援、<u>モニタリング・評価の4.5</u>本柱に沿って整理している。具体的には、紛争予防・平和構築・復興等のプロセスへの女性の参加は、根幹となる柱であり、まずこれに触れる。【その際、参加・参画は、防止、保護、復旧・復興の全ての分野にかかわることから、それぞれの分野ごとに取組を整理する。次に、紛争及び災害に関連して、紛争<u>下および</u>及び<u>紛争後の女性・女兒</u>への暴力を含む人権侵害の防止、紛争や災害の発生後の緊急支援の段階における暴力を含む人権侵害を受けた女性及び女兒の保護、復旧・復興における女性の参画及びエンパワーメントの3つの柱についての取組を挙げる。】(←この部分は、実際の構成を踏まえて適宜修正する。)</p> <p>② また、<u>それぞれの柱においては、対外的な取組のみならずは、国内的取組と連携して実施されるべきであり、それぞれの柱においては、対外的な取組とともに、</u>日本国内における本行動計画に関連する措置及び努力についても取り上げる。</p>	<p>*「モニタリング・評価」を柱に加える。</p> <p>*国内的な取組がとくに重要である。</p>

(その他の意見)	
----------	--

(了)